一　デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1　設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の三〇〇kHz間隔の周波数（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く四〇波）	D一F、D一W、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一W、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W又はG七X	通話チャネル

2　設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六MHz、一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz、一、九〇〇・八MHz及び一、九〇二・五二八MHz	D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、F一C、F一D、F一E、F一F、F一X、F七C、F七D、F七E、F七F、F七W、F七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W又はG七X	制御チャネル又は通話チャネル

3　設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHz	D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一W、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W、G七X、X一C、X一D、X一E、X一F、X一X、X七C、X七D、X七E、X七F、X七W又はX七X	制御チャネル又は通話チャネル

二　一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であって、一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えた周波数のうち、ＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数

一、九〇六・二五MHz、一、九〇六・八五MHz、一、九〇七・四五MHz及び一、九〇八・〇五MHz

三　ＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、一、九〇六・二五MHz、一、九〇七・一五MHz及び一、九〇七・七五MHz		制御チャネル
一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の三〇〇kHz間隔の周波数（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHz並びに一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下の周波数を除く九五波）	D一C、D一D、D一E、D一F、D一W、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一W、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七X又はG七W	通話チャネル

○総務省告示第四百二十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第二項中「電波法第百三条の五第一項」を「法第百三条の五第一項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(3)」を「施行規則第十五条の三第二号(2)」に、「無線設備規則第四十九条の六の四」を「設備規則第四十九条の六の四」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(4)」を「施行規則第十五条の三第二号(3)」に、「無線設備規則第四十九条の六の五」を「設備規則第四十九条の六の五」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(8)」を「施行規則第十五条の三第二号(7)」に、「無線設備規則第四十九条の六の九」を「設備規則第四十九条の六の九」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(16)」を「施行規則第十五条の三第二号(15)」に、「規格のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの」を「規格」に、「無線設備規則第四十九条の二十八」を「設備規則第四十九条の二十八」に改め、「のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同号を同項第四号とする。